

自分らしい「生き」「死に」を考える会 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、〈自分らしい「生き」「死に」を考える会〉と称する。
事務局を三鷹市 野村病院 医局 に置く。

第2条 (目的)

本会は、人が平素から自分らしい生き方を意識し、人生の終焉をいかに迎えるかについて周囲と共に考え、自らが選んだ生き方が、死の瞬間まで尊重されることが望ましいと考える。こうした理念の普及に努め、その実践を、主に終末期医療に関する情報を提供することなどによって支援することを目的とする。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公開講座・講演会などの開催。
- (2) 自分らしい生き方、死の迎え方を考える一助としての「私の生き方連絡ノート」と、その解説書などの作成と普及。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員および運営委員

第4条 (会員)

本会の「会員」は本会の理念に賛同し、会の活動への協力、財政面での支援を行うものとする。会員は本会の[メンバーリスト](#)にアクセスすることができる。入会には、運営委員会の承認を必要とする。

第5条 (運営委員)

本規約の施行時に数名の「運営委員」を置く。運営委員は会の運営に携わる。

第6条（顧問）

本会の活動を支援し、助言を行う「顧問」を置くことができる。顧問は専門知識を有し、運営委員会の承認を受けた者とする。

第3章 運営委員会

第7条（業務）

1 本会はその目的を遂行するために「運営委員会」を置き、運営委員の互選により以下の「役員」を選出する。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査役 1名

- 2 役員、運営委員の人数の変更、選任は運営委員会の過半数の賛成を必要とする。
- 3 役員、運営委員として不相当であると認められる者は、運営委員会の過半数による決定で解任することができる。
- 4 役員、運営委員の任期は3年とする。再任は妨げない。

第4章 会議

第8条（運営委員会）

- 1 本会は円滑な会の運営を図るために「運営委員会」を置く。
 - (1) 運営委員会は原則として月1回を定例とし、必要に応じて会長が招集する。
 - (2) 運営委員会の議長は原則として会長が行う。
 - (3) 運営委員会の決定は運営委員の半数以上（委任状を含む）の同意によって決す。可否同数の場合は議長決裁とする。
 - (4) 運営委員会は必要に応じて会議に顧問を招くことができる。
- 2 運営委員会は以下にあげる審議・決定及び執行をする。

- (1) 役員の変更に関する事。
- (2) 会則・細則等の改定に関する事。
- (3) 会費に関する事。
- (4) 決算の承認、予算の議決に関する事。
- (5) 本会の事業に関する事。
- (6) その他、本会運営に関する事。

第5章 会費

第9条 (会費)

本会の年会費は、1口(1000円)からとする。

第10条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第11条 (監査)

監査役は年1回、本会の会計に関する監査報告を運営委員会に行う。

第6章 会則の変更

第12条

本会則は、運営委員会の過半数の承認をもって変更することができる。

第7章 附則

第13条

本会則は、2012年4月1日から施行する。